

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年2月14日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

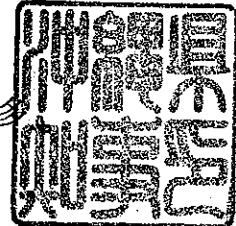
「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

総人第 1403 号
平成 19 年 2 月 6 日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。



沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管 理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条 例（案）

平成19年2月議会（定例会）

総務部人事課

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置されている教育長は、特別職の職員である教育委員会の委員の中から選任され、選任された者は一般職の職員としての身分を併せもつこととなる。これまで教育長の給与体系については、一般職の職員の給与体系に相当するものが適当であるとされてきたところである。
- (2) しかし、教育長が教育委員会の事務執行の責任者として、教育委員会の指揮監督の下に、その権限に属するすべての事務をつかさどること、文部省通知において教育長の待遇は特別職の職員の待遇に相当すべきとされていること及び他の都道府県の教育長の給与体系と均衡を図る必要があることを考慮した結果、教育長の給与体系は、県の他の特別職の職員の給与体系に相当するものとすることが適当であると判断される。
- (3) 本県では平成22年3月31日までの間、特別職の職員の期末手当について特例措置を講じており、教育長の期末手当についても同様な特例措置を講ずる必要がある。
- (4) 以上のことから、教育長の給与に関する規定を整備するとともに、教育長の期末手当の特例を定めるため、条例を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正<第1条>
 - ア 教育長の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。 (第2条関係)
 - イ 教育長の給料月額は、740,000円とする。 (第3条関係)
 - ウ 教育長の期末手当について定める。 (第4条関係)
 - エ 教育長の退職手当について定める。 (第5条関係)

才 教育長の旅費に関する規定を整理する。 (第6条関係)

カ 教育長の給与及び旅費の支給方法等について定める。 (第7条関係)

(2) 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部改正<第2条>

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における教育長の期末手当の額は、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定により受けるべき額から、その100分の15に相当する額を減じた額とする特例規定を追加する。

(第2条関係) ~~本規則の施行日より前に既に実施されたものについては、本規則の施行日より後も、~~

(3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。 <附則>

4 根拠法令

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条及び第17条

5 関係各課との調整状況

財政課及び教育委員会と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参考条文

(3) その他参考となる資料

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び
知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部
を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県
条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

(給与の種類)

第2条 教育長の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 教育長の給料月額は、740,000円とする。

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第
53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職
員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額
及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項
中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合に
においては100分の160」と、「100分の160を」とあるのは「100分の170を」とする。

(退職手当)

第5条 教育長の退職手当の額及びその支給方法については、沖縄県職員の退職手当に
に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）の規定の
適用を受ける職員の例による。

2 前項の場合において、勤続期間の計算並びに退職手当の調整額及び退職手当の調整
額に相当する部分の支給については、次に定めるところによる。

(1) 一般職に属する職員から引き続いて教育長になった場合におけるその者の一般職
に属する職員としての在職期間は、教育長の在職期間には、通算しない。

(2) 退職手当の調整額は、退職手当条例第7条の4の規定にかかわらず、退職手当条例第3条から第5条まで及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額とする。

(3) 退職手当の調整額に相当する部分の支給については、退職手当条例第10条第2項第1号の規定は適用しない。第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(旅費)

第6条 教育長の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。

2 教育委員会は、教育長が前項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

(給与及び旅費の支給方法等)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。

(知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例（平成10年沖縄県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(教育長の期末手当の特例)

第2条 教育長に係る平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における期末手当の額は、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年2月 日

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

教育長の給与制度を改めるとともに、教育長の期末手当の額の特例を定めるため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表				
改	正	案	現	行
(趣旨)	(趣旨)			
第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する必要な事項を定めるものとする。			
(給与の種類)	(給与)			
第2条 教育長の受けける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。	第2条 教育長には、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。			
(給料)	(給与の額)			
第3条 教育長の給料月額は、740,000円とする。	第3条 前条に規定する給料及び手当の額は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の別表第1行政職給料表の11級の職務にある職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算定して得た額とする。この場合において号給又は給料月額及び管理職手当の額の決定にあたつては、あらかじめ教育委員会が知事と協議するものとする。			
(期末手当)	(給与の支給方法等)			
第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基準額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。	第4条 教育長に対する給与の支給の方法等については、一般職の職員の例による。			

(退職手当)

(旅費)

第5条 教育長の退職手当の額及びその支給方法については、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用を受ける職員の例による。

2. 前項の場合において、勤続期間の計算並びに退職手当の調整額及び退職手当の調整額に相当する部分の支給については、次に定めるとところによる。

(1) 一般職に属する職員から引き続いで教育長になつた場合におけるその者の一般職に属する職員としての在職期間は、教育長の在職期間には、通算しない。

(2) 退職手当の調整額は、退職手当条例第7条の4の規定にかかわらず、退職手当条例第3条から第5条まで及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額とする。

(3) 退職手当の調整額に相当する部分の支給については、退職手当条例第10条第2項第1号の規定は適用しない。

(旅費)

第6条 教育長の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。

2. 教育委員会は、教育長が前項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

(給与及び旅費の支給方法等)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第8条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

第5条 教育長が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2. 前項の旅費の種類、額及び支給方法については、一般職の職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)
第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

新旧対照表（第2条関係）

知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例（平成10年沖縄県条例第19号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>（知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の期末手当の特例）</p> <p>第1条 知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者に係る平成10年12月1日から平成22年3月31日までの間ににおける期末手当の額は、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条の規定にかかると、同条の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>（知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者の期末手当の特例）</p> <p>第1条 知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者に係る平成10年12月1日から平成22年3月31日までの間ににおける期末手当の額は、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条の規定にかかると、同条の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>（教育長の期末手当の特例）</p> <p>第2条 教育長に係る平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間ににおける期末手当の額は、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）第4条の規定にかかると、同条の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>（大学の学長の期末手当の特例）</p> <p>第2条 大学の学長に係る平成10年12月1日から平成22年3月31日までの間ににおける期末手当の額は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。次条において「給与条例」という。）第27条第2項の規定にかかると、同項の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>（大学の学長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 大学の学長に係る平成10年12月1日から平成22年3月31日までの間ににおける期末手当の額は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。次条において「給与条例」という。）第27条第2項の規定にかかると、同項の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>（職員の管理職手当の特例）</p> <p>第3条 給与条例第10条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の平成10年8月1日から平成22年3月31日までの間ににおける管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかると、同項の規定により定められる額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>
<p>（職員の管理職手当の特例）</p> <p>第4条 給与条例第10条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の平成10年8月1日から平成22年3月31日までの間ににおける管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかると、同項の規定により定められる額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>（新旧対照表 3ページ）</p>

とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定する。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められた額とする。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。